

大学等連携推進法人の認定をしたので、大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和3年文部科学省告示第17号）第5条の規定に基づき公示する。

令和4年3月31日

文部科学大臣 末松 信介

一般社団法人名	社員である大学の設置者名	大学等連携推進業務の区分
四国地域大学ネットワーク機構	国立大学法人徳島大学 国立大学法人鳴門教育大学 国立大学法人香川大学 国立大学法人愛媛大学 国立大学法人高知大学	連携開設科目 その他
学修評価・教育開発協議会	学校法人濱名山手学院 学校法人北陸学院 学校法人共愛学園 学校法人宮崎学園 学校法人富山国際学園	連携開設科目 共同教育課程 その他